

保育施設ご利用の
保護者の皆様へ

白山市健康福祉部こども子育て課

新型コロナウイルス感染症への対応について（お願い）

日頃は、本市の保育行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

また、ご家庭ではお子様の健康観察や感染症予防等にご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

先日より、全数把握の見直し等、国全体での対応にも変化が見られております。感染の拡大を抑えながらも、少しずつ平常の保育に戻れるよう、この度休園の基準について見直しを行いました。

皆様方におかれましては、ご理解とご協力をお願いいたしますとともに、ご家庭における感染拡大防止対策の継続をお願い申し上げます。

記

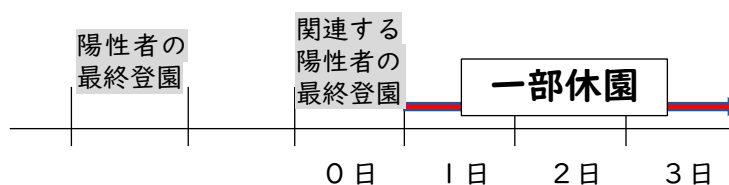
1. ご家庭における感染拡大防止対策について

- ・毎朝、登園前にお子様の検温・健康観察を必ず行ってください。
- ・お子様に発熱等の症状がある場合は、登園を控え家庭で様子を見るとともに、かかりつけ医などの身近な医療機関に相談してください。
- ・同居家族に発熱等の症状があり、感染が疑われる場合は、登園を控えていただきますようお願いいたします。
- ・園児や同居家族が、陽性となった場合は、必ず利用施設にご連絡ください。
- ・また、休日等利用施設が閉所している時に、園児が陽性となった場合は、白山市役所当直「TEL：076-276-1111（代表）」までお願いします。

2. 休園について

- ・当該施設の園児や職員が陽性となり、感染可能期間内に登園・勤務していた場合、注意喚起のため保護者の皆様へご連絡します。1人の感染では、休園は行いません。
- ・その後、関連すると思われる感染が判明した場合、感染が広がっていると判断し、その園児や職員が最後に登園・出勤した翌日から3日間を部分休園（学級閉鎖など）とします。ご家庭で健康観察をお願いします。ただし、学級や年齢を超えて多数の感染があった場合、期間を延長することがあります。

【一部休園を行う場合の例】



※どうしても仕事を休むことができず園児を預けざるを得ない場合は、施設にご相談ください。

※施設が部分休園となり、同一施設に通う兄弟姉妹の一部（例：上の子のクラスのみ）が登園停止の対象者となった場合、その他の兄弟姉妹についても登園停止の対象となります。お仕事の都合など、一緒に家庭保育をすることが困難である場合は、施設にご相談ください。その他の兄弟姉妹についても、利用者負担額（保育料）は日割り計算により減額します。

3. 登園停止・登園自粛について

区分	対応	
在園児が陽性となった場合	登園停止	療養期間が終わるまで (発症した翌日から7日間かつ 症状軽快後24時間※1)
在園児が濃厚接触者となった場合	登園停止	健康観察期間が終わるまで (感染対策を開始した翌日から 5日間※2)
在園児の保護者・同居家族が濃厚接触者となった場合	登園自粛	濃厚接触者の健康観察期間が 終わるまで

※1 無症状の陽性者においては、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には5日間で療養を解除する制度がありますが、乳幼児については検査キットを使用することは想定していないため、適用しないこととします。

※2 濃厚接触者において、2日目及び3日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には3日目から待機を解除する制度がありますが、乳幼児については検査キットを使用することは想定していないため、適用しないこととします。

4. 保育料の減額について

- ・ 2. または 3. に該当し、欠席した場合の利用者負担額（保育料）は日割り計算により減額します。
- ・ 3. に該当し欠席した場合は、お手数ですが『利用者負担額減免申請書（施設で入手可）』にて申請してください。

5. 感染者に対する偏見や差別の防止について

誰もが感染する可能性があります。感染された方を特定したり、そのご家族を誹謗中傷したりすることは謹んでいただきますようお願いいたします。

※上記の内容については、今後の状況の変化により変更することがあります。

【お問合せ先】

白山市健康福祉部こども子育て課
TEL (076) 274-9527